

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1、安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

<回答>

給付費が年々増大していく中であって、津島市では、介護給付費準備基金を取り崩すことで第8期(R3-5 年度)の保険料基準額を据え置きしており、所得段階においても愛知県下で最多の17段階となっております。

また、第8期は、所得区分を見直し、高所得者層の基準額を引き上げた一方で、低所得者層においては、第1段階から第5段階を据え置き、第6段階にいたっては2区分に細分化して保険料の低減を図っており、個々の負担能力に応じた設定となっております。

加えて、第1段階から第3段階の保険料は、低所得者保険料軽減措置によって一層の軽減がされております。

介護保険は皆で支え合う受益者負担の原則にたった相互扶助制度であることから、負担能力が低いという理由で第1段階者及び第2段階者のみを一律免除することはできません。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

<回答>

新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものではない収入減少につきましては、津島市介護保険規則に定める保険料減免に照らし、適正に対応しております。

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

<回答>

介護保険規則に照らし、被災された方や収入が激減となる方などに対する減免を行っております。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

<回答>

利用料については、負担限度額認定や社会福祉法人による利用者負担額の軽減を行っております。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

<回答>

施設入所時の食費、居住費については、国の制度に従い、一定の基準を満たす低所得者に対して負担限度額認定申請証を発行しております。津島市単独での補助は現在考えておりません。

## ★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

<回答>

やむを得ず回数制限を超えて利用の必要がある方については、個別に地域ケア会議に諮っております。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

<回答>

総合事業を利用する方が必要なサービスを受けることができるよう努めてまいります。

③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

<回答>

介護保険法による繰入基準に基づき実施してまいります。

④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

<回答>

一般介護予防事業として長寿教室を実施し、広く介護予防の普及に努めてまいります。

## (3)基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機

者を早急に解消してください。

<回答>

地域の実情に合わせた介護サービスを提供するための検討を行ってまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的にいき、入所希望者に対して適用してください。

<回答>

特例入所については、施設の入所検討委員会での状況を踏まえ、適用を検討してまいります。

#### **(4)高齢者福祉施策の充実**

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

<回答>

サロンについては、市の委託事業として市内各所で実施しております。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

<回答>

住宅改修、福祉用具購入につきましては既に受領委任払い制度を実施しております。高額介護サービス費につきましては、他自治体の状況も参考にしながら研究してまいります。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

<回答>

加齢性難聴者に対する補聴器購入費の助成については、状況を見ながら検討してまいります。

#### **★(5)介護人材確保**

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

<回答>

介護従事者の処遇改善に関する施策については、状況を見ながら検討してまいります。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

<回答>

国の動向を注視していきたいと考えております。

#### **★(6)障害者控除の認定**

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

<回答>

要介護1以上の認定者については、障害者控除対象者認定書を発行しております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定

申請書」を自動的に個別送付してください。

<回答>

要介護1以上の認定者については、障害者控除対象者認定書を申請なしで個別送付しております。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

<回答>

社会保障制度を維持していくためには負担能力に応じた公平な負担が必要です。また、国から決算補填等目的の一般会計からの繰入を行わないように指針が示されております。

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

<回答>

社会保障制度を維持していくためには負担能力に応じた公平な負担が必要です。減免については既に津島市独自に低所得者減免を実施しており、これ以上の拡充予定はありません。

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

<回答>

子どもの均等割の減免については、国が制度化し、全国統一的に実施されるべきものであると考えております。

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

<回答>

国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

<回答>

国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

<回答>

資格証明書の発行は、現在行っておりません。短期保険証については、令和3年8月更新分以降、交付基準に基づき、国民健康保険税の納付状況に応じて交付をしています。なお、納税していない世帯の加入者であっても、18歳(年度末)までの方には有効期限が6か月の短期保険証を交付しております。

また、緊急搬送等、やむを得ない場合は、個別に相談を受けたのちに短期保険証を交付しております。

- ★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

<回答>

短期保険証については、令和3年8月更新分以降、交付基準に基づき、国民健康保険税の納付状況に応じて交付をしております。また、保険税が未納となっている加入者には、電話での対話や面談を行い、その生活実態を慎重に調査し、徴収や差し押さえを行っております。滞納者への差押等の滞納処分や差押禁止額については、引き続き法令を順守しておりますので、差押禁止額以上の差押は行っておりません。また、滞納処分により生活等が困窮しないよう十分に生活状況を聴取し、場合によっては分割納付に応じることとしております。

- ⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

<回答>

一部負担金の減免制度は、令和2年4月に国の基準に沿って改正をしています。また、この制度の周知については、ホームページや広報にて全戸を対象に実施しております。

- ⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

<回答>

今年度中の実施に向けて対応してまいります。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

<回答>

差押禁止財産及び納税の猶予につきましては、法令を順守してまいります。

また、これまでと同様に分割納付に応じるとともに、納税折衝の中で減免等に該当することが判明した場合には必要な手続きをご案内しております。

### 4. 生活保護について

- ★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

<回答>

生活保護申請の意思を確認のうえ申請書をお渡しし、申請書を受理しております。また、

実施責任については生活保護法に基づき適正に実施しております。

②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

<回答>

生活保護法に基づき適正実施を行っております。申請意思のある方においては、即日申請書を受理しております。

★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

<回答>

生活保護申請者から扶養親族との関係性等を聞き取りのうえ可能な範囲で扶養義務調査を行ってまいります。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

<回答>

現在案内している無料低額宿泊所は全室個室であり、引き続き入居者へ居宅確保支援を行ってまいります。

★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。

また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

<回答>

社会情勢の変化など複雑・多様化する市民のニーズに対応するため、計画的な採用と適材適所の配置に努め、研修等については、積極的に参加し、職員の資質向上に努めてまいります。

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

<回答>

生活保護開始時の世帯確認の際、エアコンの有無を把握し生活保護での支給について案内しております。夏季手当については、国の動向に注視してまいります。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

<回答>

子ども医療については、平成31年4月診療分から中学校卒業まで拡大し、現物給付をしております。また、中学校卒業から18歳年度末までの世帯で、経済的に支援が必要な家庭への助成をしております。

精神障がい者医療については、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の方へは、平成27年8月診療分から、対象を全疾病に拡大、自立支援医療の対象者の方へは、通院分について助成をしております。

後期高齢者福祉医療については、県制度に加え、自立支援医療の対象者の方へ、通院分について助成をしております。

また、障がい者医療及び母子・父子家庭医療については、県と同様の制度で助成しております。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

<回答>

子ども医療については、平成 31 年4月診療分から中学校卒業まで拡大し、現物給付をしております。また、中学校卒業から18歳年度末までの世帯で、経済的に支援が必要な家庭への助成をしております。

入院時食事療養の標準負担額の助成については、国・県の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

<回答>

平成 27 年8月診療分から、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の医療費助成の対象を全疾病に拡大しました。また、自立支援医療の対象者の方へは、通院分について助成をしております。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

<回答>

後期高齢者福祉医療については、県制度に加え、自立支援医療の対象者の方へ、通院分について助成をしております。

- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

<回答>

妊産婦医療助成については、現在のところ創設予定はありません。国・県の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

## 6. 子育て支援について

### (1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

<回答>

子ども・子育て会議のなかで、適時見直しをしております。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

<回答>

自立支援計画は策定しておりませんが、自立支援給付金事業は実施しております。

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒

の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

<回答>

市内での実施状況の把握、県及び各市の動向を見守っていきたいと考えております。

【学校教育課】

「子ども食堂」の取り組みについては活動しているNPOへの情報提供及び場の提供など市の関係各課で引き続き支援していきます。なお、県及び各市の動向を見守っていきたいと考えております。

【子育て支援課】

## (2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

<回答>①②共通

就学援助制度について、受給基準は、平成25年8月生活扶助基準見直し前の生活保護基準の1.0倍です。年度途中での申請は引き続き実施するとともに、市のホームページ・広報などで、制度の周知を行ってまいります。

## ★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

<回答>

学校給食法第11条に基づいて保護者に負担していただいておりますが、給食費の無償化は考えていませんが、市が一部を負担し、給食の充実を図っております。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

<回答>

他自治体の状況を鑑みて、検討してまいります。

## (4)保育施策の抜本的拡充

★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

<回答>

民間保育所等の基準を示す意味からも公立施設は重要な役割があり継続の方向で考えておりますが、今後公立施設への国からの支援の拡充が必要であると考えております。

★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

<回答>

認可保育所等の整備については、緊急性の高い整備について計画的に支援しております。また、認可外保育施設等の指導監査につきましては、県の指導監査のほか、市としましても、適切に実施してまいります。

③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。



<回答>

現在、企業主体型保育事業所は市内にはありません。

- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

<回答>

既に県の配置基準により、0・1歳児の乳児室面積基準が1.65㎡から3.3㎡に拡充されております。また、満3歳児の配置基準を恒常的に15：1にするなど、民間保育施設においても実施しております。

- ⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

<回答>

民間保育所等運営費補助金により格差是正分として補助項目はありますが、補助申請がないことや、国からの処遇改善により、公私間格差はないものと考えております。

## 7. 障害者・児施策について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

<回答>

小規模多機能の入所施設等の施設の設置については、国・県の動向を見守っていきたくと考えております。

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

<回答>

利用に関しては、利用者と相談のうえ、必要な場合は利用いただいております。国・県の動向を見守っていきたくと考えております。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

<回答>

通学等の利用に関しては、利用者と相談のうえ、必要な場合は利用いただいております。その他の状況については、近隣市町村の動向を見守っていきたくと考えております。

- ④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

<回答>

福祉サービスにおける院内の介助については、通常病院スタッフにより提供されるものとされております。国・県の動向を見守っていきたくと考えております。

- ⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自

治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

<回答>

国の基準に従い、住民税非課税世帯の利用料無料化を実施しております。課税世帯に対する無料化については、国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

<回答>

介護保険では対応できない部分について、障がい福祉サービスを提供しています。引き続き、国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

また、要介護認定が非該当になったという理由で支給時間を削減するということは行っておらず、必要な障害福祉サービスの提供を行っております。

- ⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

<回答>

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

<回答>

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

<回答>

国・県の動向及び周辺自治体の状況を見守っていきたいと考えております。

## 8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

<回答>

市独自の一部公費助成については、現在考えておりません。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

<回答>

高齢者肺炎球菌ワクチンについては、平成26年10月から定期予防接種化されたことに伴い、平成27年3月末をもって任意予防接種の助成を廃止しています。接種忘れ等のないよう、定期予防接種を受けられる年度に個別勧奨を行ってまいります。

なお、当該予防接種については、海部地域全体で同一料金を実施しており、津島独自の制度を導入することは難しいので、一部負担金の引き下げ及び2回目接種の助成については、現在考えておりません。

## 9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

<回答>

平成30年7月から産婦健診を実施していますが、助成対象回数について、2回への拡充は現在考えておりません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

<回答>

妊産婦歯科健診は保健センターで無料実施しております。

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

<回答>

平成29年度に歯科衛生士1名が採用となっており、複数配置については現在考えておりません。

## 【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

<回答>

国・県の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

<回答>

社会情勢や国の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

<回答>

マクロ経済スライドは、年金制度の長期的な給付と負担の均衡を保ち、将来の受給者の年金水準を確保するために行っており、国庫負担金も恒久的に2分の1になっております。また、支給開始年齢の先延ばし等の年金制度については、社会情勢や国の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

<回答>

国の動向を注視していきたいと考えております。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

<回答>

地域格差をなくすよう現行制度の拡充を要望しております。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

<回答>

国・県の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

<回答>

給付金や支援金の支給など新型コロナウイルス感染症にかかる支援が行われておりますが、今後も、国の動向を見守っていきたいと考えております。【健康推進課】  
社会情勢や国の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

【保険年金課】

## 2. 愛知県に対する意見書

### (1)福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

<回答>

地域格差をなくすよう現行制度の拡充を要望しております。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

<回答>

県の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

<回答>

県の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

### (2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

<回答>

県の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

### (3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な

引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的な PCR 検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

<回答>

津島市医師会の状況や意見を聞くなど必要な情報の把握、収集に努めるとともに、他市町村の動向を見守っていきたいと考えております。

②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

<回答>

必要な障がい福祉サービスが利用できるようサービスの提供内容の見直し等を実施してきたため、事業所等が減収になっていることはないと考えております。また、感染予防等のためのかかり増し費用等に対する補助については国、県の基準に基づき実施しております。【福祉課】

事業継続支援については、産業振興課が市内事業者等応援事業を実施しております。【高齢介護課】

国及び県の制度を活用し児童福祉施設が補助金を利用しやすいよう取り組んでいきたいと考えております。【子育て支援課】

③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

<回答>

地域医療構想に基づき地域で協議した結果、病床の見直しを行い、急性期病床を増床しました。感染症病床については、国が設置しております「地域医療構想に関するワーキンググループ」等の動向を注視し、地域で協議することになると思われ